

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

基本契約（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通）
<p>次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 製造・販売、飲食業等の場合 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます）に起因して生じた偶然な事故</p> <p>(2) 工事や作業を行う事業の場合 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます）または放棄の後、生じた偶然な事故</p> <p>(注1) 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(注2) この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。</p> <p>②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関</p> <p>③記名被保険者が法人以外の団体である場合には、記名被保険者の構成員</p> <p>④記名被保険者の使用人</p> <p>⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族</p> <p>上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 - 基本契約の 免責金額 (自己負担額)</p> </div> <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>	<p>■次の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊によるものを除きます。 ・直接であると間接であるとを問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任 ・次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます）について負担する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます） ・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ・完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・製造・加工品（注）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・次のいずれかに該当する生産物とその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①医薬品等 ②農薬取締法第2条（定義）に規定する農薬 ③食品衛生法第4条に規定する食品 ・LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任 <p>(注) 次の財物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 <p>■被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合 (共通)
	④整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ⑤理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 ■次の費用を負担することによって被る損害 ・生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用(被保険者が支出したと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません) など

オプション補償 (任意にセットできる主な特約と補償内容)

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
生産物自体の補償に関する特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物(注)の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物(以下「事故原因生産物」といいます)の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額(自己負担額)は基本契約の財物損壊の免責金額と同額が別個に適用されます。	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に同じ
リコール費用補償特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換等の費用を負担したことにより被った損害(記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます)に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます) ③回収生産物等(回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ④回収生産物等の修理費用 ⑤代替品(回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価(記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします) ⑦回収生産物等または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費 ⑪回収生産物等の廃棄費用 ⑫回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの ●上記の費用に含まないもの ①他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に同じ

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>することによって被る損害</p> <p>③回収措置の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用</p> <p>④正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用</p> <p>⑤回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用</p> <p>⑥回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記「●お支払いの対象となる損害の範囲」の④から⑧までに規定する費用ならびに⑩および⑪に規定する費用</p> <p>⑦日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき300万円を限度として保険金をお支払いします。 免責金額（自己負担額）は基本契約の身体障害の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>	
不良完成品損害補償特約	<p>完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物）の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の合算額からこの特約についての保険証券記載の免責金額（自己負担額）を差し引いた額とします。ただし、1事故および保険期間中について、この特約についての保険証券記載の支払限度額（保険証券に記載のない場合は100万円とします）を限度とします。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 次のいずれにも該当する場合の損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成品を損壊することなく、生産物を完成品から取り外すことが可能であること。 ・生産物を完成品から取り外すことにより、生産物以外の部分の完成品が損壊していない状態となること。 <p>など</p>
不良製造品損害補償特約	<p>製造・加工品（生産物もしくは完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装もしくは加工された財物または生産物もしくは完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装もしくは加工された財物）の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の合算額からこの特約についての保険証券記載の免責金額（自己負担額）を差し引いた額とします。ただし、1事故および保険期間中について、この特約についての保険証券記載の支払限度額（保険証券に記載のない場合は100万円とします）を限度とします。</p>	<p>・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ</p>
食中毒・特定感染症利益補償特約	<p>次のいずれかに該当する事故により、保険証券記載の被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします）に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます）における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に医師から届出のあったものに限りません。</p> <p>②施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置</p> <p>③別表に掲げる感染症に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、別表に掲げる感染症の原因とな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失によって生じた事故による損失 ・被保険者の故意または重大な過失による法令違反によって生じた事故による損失 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^{しやう}によって生じた事故による損失 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮によって生じた事故による損失 ・脅迫、恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為によって生じた事故による損失 <p>など</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保 険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>る病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置 ＜別表＞感染症の種類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。） ⑫中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。） ⑬鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1またはH7N9であるものに限ります。） ⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯腸管出血性大腸菌感染症 ⑰腸チフス ⑱パラチフス</p> </div> <p>●お支払いの対象となる損失の範囲 喪失利益および収益減少防止費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 保険金＝収益減少額^(注1)×直近の会計年度の利益率^(注2) －付保経常費のうち支出を免れた費用＋収益減少防止費用^(注3)</p> <p>(注1) 前年同時期との対比で減少した収益の額をいいます。</p> <p>(注2) 利益率＝(営業利益＋付保経常費)÷営業収益</p> <p>(注3) 支払期間内において、営業収益の減少の発生または拡大を防止するために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。</p> <p>※1 上記の営業利益および利益率等については、営業につき特別な事由を考慮した、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>※2 ご契約保険料の算出の基礎となる付保項目（営業利益、付保経常費をいいます）の合計額が、事故発生直前12か月の営業収益に利益率を乗じた額より少ない場合は、お支払いする保険金が削減されますので、ご注意ください。</p>	
使用不能損害拡張補償特約	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能(注)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます)に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 <p>(注) その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき100万円が限度となります。</p> <p>免責金額(自己負担額)は1,000円です。</p> <p>ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 など
被害者治療費等補償特約	<p>基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等(治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 など

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保 険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>※治療費等のうち、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲 次の治療費等を負担することによって被る損害</p> <p>①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます）に限ります。ただし、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の④に規定する費用を含みません。</p> <p>②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。</p> <p>③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 次の額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>ア. 被害者1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度（見舞品の購入費用については3万円が限度）</p> <p>イ. 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 	
訴訟対応費用 補償特約	<p>基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>①意見書または鑑定書作成のために必要な費用</p> <p>②外注コピーの費用</p> <p>③増設コピー機の賃借費用</p> <p>④事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません）</p> <p>⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費</p> <p>⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ
初期対応費用 補償特約	<p>基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保 険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
	①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業 を中断した場合の逸失利益は含みません） ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場 合に限ります） ⑤事故現場の後片づけ・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣する ために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費 ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最 も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約について の支払限度額が別途表示されている場合はその額	

保険料をお安くできるオプション補償と補償内容（任意にセットできる特約と補償内容）

損害賠償請求ベ ース特約保険料 10%割引	<p>保険期間中になされた損害賠償請求を支払対象とする特約です。 基本契約では、保険期間中に発生した事故（他人の身体の障害または財物の損壊）がお支払いの対象となりますが、この特約をセッ トした場合には、保険期間中になされた損害賠償請求がお支払いの対象となります。ただし、ご契約時に設定した遡及日（通常、当 社との初年度契約の始期日を設定します）以降に発生した事故に限ります。 ※この保険契約の開始日において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に、被保険者に対する損害賠償請求がな されるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合は、その事故または原因もしくは事由に起 因する損害賠償請求に対しては、保険金はお支払いできません。</p>
<p> ○ ①新規契約の支払対象となります。 × 事故発生日が①新規契約の前なので支払対 象外になります。 △ ②契約を継続された場合のみ支払対象とな ります。 </p>	